

再申入書 及び 照会書 4

令和7年3月4日

〒060-0042

札幌市中央区大通西12丁目4番地

大通コニサービル5階

弁護士法人創知法律事務所

株式会社ファルコン殿代理人

(旧社名：株式会社ハイチエイジェント)

弁護士 齋藤 健太郎 様

弁護士 阪井 信也 様

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目1番55ほくろビル3階

内閣総理大臣認定 特定適格消費者団体・適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道

理事長 松 久 三四彦

TEL 011-221-5884 FAX 011-221-5887

貴社から令和6年12月5日付け報告書（以下「貴社報告書」といいます。）をいただきまして、ありがとうございます。貴社報告書5項に関しまして、下記のとおり、再申入れ及びご照会を申し上げます。

記

第1 再申入れ及びご照会について

- 1 消費者からの情報提供によれば、貴社報告書に記載されている4物件以外で、札幌市中央区にある「ソワメーム宮の森」との物件について、町内会費を入居

者から徴収しながらも町内会への支払がなされていない、とされています。

2 そこで、上記の「ソフメーム宮の森」について、貴社が取得されてから現在までの期間、個々の消費者から預かった町内会費を町内会に対して納入されてきたかどうかをご教示ください。納入されていなかった場合には、納入されていなかった期間につき、個々の消費者から預かった町内会費の金額と納入されていなかった金額の総額をご教示ください。

3 貴社におかれましては、町内会費を入居者から徴収しながらも町内会への納入がなされていない場合には、対象消費者に対して返金手続きや町内会への加入等が行われ、対象消費者の被害回復がなされますよう、申入れをいたします。

貴社において返金手続き及び町内会への加入、町内会費の納入を行われた場合、それらのことが分かる資料や経緯についてご教示くださいますよう、お願い申し上げます。その際には返金の総額や対象消費者の人数といった内訳が分かるものもご教示くださいますよう、お願い申し上げます。

4 なお、本件の再申入れ及び照会にあたって、消費者から物件名を摘示することについて同意を得ています。ただ、貴社におかれては、情報を提供された消費者を特定しないこと、また当該消費者に不利益が生じることのないようにすることを申し入れます。

第4 終わりに

以上の申入れ及び照会につきまして、令和7年4月7日までに、書面にて、当法人事務所までご送付ください。貴社からのご回答の有無及びご回答・ご報告いただいた場合のそれらの内容は、当法人の活動目的のためにホームページ等にて公表させていただきますので、あらかじめ申し添えます。

以上